

## 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 一般事業主行動計画

職員が仕事と家庭生活を両立させることができ、職員全体が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定します。

### 1 計画期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間）

### 2 目標

目標1：計画期内における女性の育児休業取得率100%、男性の育児休業取得率50%とする

目標2：1人当たりの各月毎の所定時間外労働の平均時間数5時間未満を維持する

### 3 取組内容と実施時期

#### <目標1の取組>

- 令和 8年 4月～ 出産・育児・介護に関する諸制度に関するチラシ等を作成し、事業所内に周知することで職員の意識啓発を推進します。
- 令和 9年 4月～ 男性職員の育児参加について、定期的に制度を周知し、男性職員の積極的な育児休業取得を促進します。

#### <目標2の取組>

- 令和 8年 4月～ 所定時間勤務終了時、職場内で退勤を促進し、所定時間内業務が基本である認識を高める。
- 令和 9年 4月～ 管理職を対象に、引き続き所定時間外労働の縮減に関する業務マネジメント研修を年1回程度実施します。
- 令和10年 4月～ 所定時間外労働の多い職員については、業務内容や仕事の進め方の見直しを行い、職場全体で所定時間内業務の遂行を図ります。